相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市柳瀬一〇〇九番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鏡宮　義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

富山県高岡市広小路二七番一号カネソビル　相続財産管理人　弁護士　斉藤　寿雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市高渕二丁目三六番地、最後の住所岐阜市日置江一丁目七二番地くまざき内科　被相続人　亡　**衆**原　重一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

岐阜県大垣市丸の内一丁目五〇番地　相続財産管理人　小玉　光春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鳥羽市答志町一九〇番地、最後の住所三重県鳥羽市小浜町三〇〇番地一五　被相続人　亡　山下美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

名古屋市中区錦二丁目一〇番二二号シティハウス五〇三鈴木法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　文敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県高島市永田一二一五番地、最後の住所京都市山科区椥辻西浦町一二番地四ハイツ川井一〇一　被相続人　亡　木津　安廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

京都市中京区東洞院竹屋町下ル竹屋町法曹ビル三階　相続財産管理人　濱田　次雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区嵯峨野千代ノ道町一三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西村　政晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル二階　相続財産管理人　中村　利雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市中区伏尾一九〇番地、最後の住所大阪府泉大津市二田町一丁目二〇番九号　被相続人　亡　中井　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階　相続財産管理人弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市上甲東園四丁目五四番地、最後の住所兵庫県西宮市上甲東園四丁目三番一〇号　被相続人　亡　本田　康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八―一ゆとり生活館ＡＭＩＳ５Ｆ　相続財産管理人　弁護士　津久井　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取市田島四九一番地、最後の住所鳥取市鹿野町今市一〇〇九番地二九　被相続人　亡　岡田　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出をして下さい。右期間内にお申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

鳥取市元魚町二丁目一〇五番地アイシンビル五階　相続財産管理人　弁護士　豊福　一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市瀬戸町江尻一九二九番地、最後の住所岡山市浅川五二〇番地九　被相続人　亡　菱川　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

岡山市北区半田町六番四一―一号　相続財産管理人　成本　壽師

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字新田七九一番地一五、最後の住所山口県防府市大字富海一五八一番地　被相続人　亡　岸本謙太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

山口県防府市岩畠二丁目三番五号　相続財産管理人　清水　禮伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県八幡浜市七九一番地、最後の住所愛媛県八幡浜市一五四八番地、死亡の場所愛媛県八幡浜市、死亡年月日平成十六年八月二日、出生の場所愛媛県西宇和郡八幡浜町、出生年月日大正六年五月二十三日、職業無職　被相続人　亡　大内　勝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

愛媛県八幡浜市一五五〇番地　相続財産管理人　司法書士　攝津　鉄男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市鹿北町芋生四〇八番地、最後の住所熊本県山鹿市鹿北町芋生四〇八番地　被相続人　亡　松永　武文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

事務所熊本県山鹿市山鹿四一七―一三―二Ｆ弁護士法人リーガル・プロ山鹿事務所　相続財産管理人　弁護士　古田　哲朗

第40期決算公告　平成21年12月22日

千葉県千葉市中央区新宿２丁目６番８号クリーンホーム千葉

サン・ジオテック株式会社

代表取締役　藤野　修

貸借対照表の要旨（平成21年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	65,011
	固定資産	6,094
	合計	71,105
負債及び純資産の部	流動負債	30,255
	固定負債	37,193
	株主資本	3,656
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,344
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△8,844
	（うち当期純損失）	(19,432)
	合計	71,105